岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者

選定にかかるコンソーシアム取扱要項

１　趣旨

本要項は、コンソーシアムとして、岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者選定の応募申請を行うにあたり、必要な事項を定める。

２　応募申請にあたっての提出書類

コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）様式① コンソーシアム応募申請参加届出書

（２）様式② 委任状

（３）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

（４）その他、市長が申請のために必要と認める事項を記載した書類

なお、（３）の協定書は、別記様式のコンソーシアム協定書準則に従って作成するものとする。

３　責任分担割合

構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

４　参加資格

　　　代表者及び構成員について、「岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」の項番４「参加資格」に記載のとおりとする。

様式①

コンソーシアム応募申請参加届出書

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者選定公募型プロポーザルにコンソーシアムとして応募申請したいので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| コンソーシアムの名称 |  |
| 代表者 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 構成員 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 構成員 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |

※ 構成員の欄は、構成員の数により適宜削除又は追加すること。

様式②

委任状

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

委任者

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　㊞

私は、岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務委託事業者選定公募型プロポーザルのコンソーシアムとしての参加に際しては、次の者を代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受任者 |  |
| 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 |  |

別記様式

コンソーシアム協定書準則

（趣旨）

第1条　本協定は、コンソーシアムを設立し、岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設運営業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことについて、必要な事項を定めるものとする。（名称）

第2条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、○○コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　本コンソーシアムは、事務所を○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　本コンソーシアムは、令和○年○月○日に成立し、その存続期間は、本業務委託契約における履行期間が終了し、本コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

（構成員）

第5条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）所在地　○○○○○

　　　名称・代表者名　○○○○○

（２）所在地　○○○○○

　　　名称・代表者名　○○○○○

（３）所在地　○○○○○

　　　名称・代表者名　○○○○○

（代表者）

第6条　本コンソーシアムは、○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　代表者は、本業務委託に関し、本コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

（１）発注者と折衝すること。

（２）応募申請に関すること。

（３）本業務委託契約締結に関すること。

（４）委託料の請求及び受領に関すること。

（５）他の関係団体との調整に関すること。

（６）本コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

（業務の分担）

第8条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　○○○○○業務　　（構成員名）

　　　　○○○○○業務　　（構成員名）

　　　　○○○○○業務　　（構成員名）

（構成員の連帯責任）

第9条　各構成員は、本業務の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

（運営委員会）

第10条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（取引金融機関）

第11条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　本コンソーシアムは、本業務委託契約の履行期間終了後、決算するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置）

第15条 構成員は、発注者及び運営委員会における承認を得なければ、本コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

２　構成員のうち業務委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯して本事業委託を完了する。

３　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条　本コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、本業務委託契約期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（業務委託契約期間中における構成員の破産又は解散に関する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが、本業務委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

２　前項の場合において、残存構成員のみでは本業務の適正な履行の確保が困難なときは、発注者及び残存構成員全員の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して本業務を完了する。

（代表者の変更）

第18条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の瑕疵の担保責任）

第19条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（その他）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、発注者との委託契約にかかる事項については、事前に発注者と協議した上で定めるものとする。

代表者○○○○○ほか○団体は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本○通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については委託契約後、契約書に添えてこの協定書を発注者に提出する。

年　　月　　日

代表者（所在地）

（名　称）

（代表者）

構成員（所在地）

（名　称）

（代表者）

構成員（所在地）

（名　称）

（代表者）